

ZENBUTSU 全日本仏教

No.

610



仏暦2558年6月
[2015年]

CONTENTS

道徳の教科化をめぐる③

一般社団法人在家仏教協会 理事 菅原 伸郎 2

道徳教育としての宗教教育

芝学園 講師 高瀬 顕功 4

～悠久の時にふれる～ 古都・奈良を巡る旅 6

賛助会員新会員ご紹介 6

寺院が知っておきたい法律知識 7

本会「救援基金」へご寄付のお願い 8

古都・奈良を巡る旅(写真集) 8



公益財団法人

全日本仏教会

WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

「道徳の教科化をめぐる」③

一般社団法人在家仏教協会

理事 菅原 伸郎
(すがわらのぶお)



道徳教育が小学校では二〇一八年度から、中学校では二〇一九年度から「特別の教科」として強化される。これまで二回にわたり、通知表の「評価」について、愛国心や畏敬の念について、などを論じてきた。最後に宗教者の役割についても考えてみたい。

検定教科書の登場

文部科学省は今回の教科化を機会に、子ども同士の討論を重視する道徳教育を目指す、という。上から教え込むのではなく、話し合いを尊重する路線のようだ。弱い者いじめはいけないとか、助け合おうとか、討論を通して共通の認

識が深まるかもしれない。とくに公衆道徳や公共性に関わる分野については、話し合いで決めたことは守ろう、といった空気が出てくることを期待したい。

一方で、文部科学省の検定する道徳教科書が初めて登場する。これまでと同省編集の副教材『私たちの道徳』（二〇一三年度までは『心のノート』）や、各地域で採用する副読本が使われていたが、これからは教科書会社制作の検定教科書となる。

その編集作業はこれから始まるが、気になることもある。従来は学校や教師の裁量にある程度は任されていた授業が、文部科学省の意向に沿った内容に縛られるだる

うからだ。これまでも学習指導要領で方向づけられてはいたが、検定を通じて授業の進め方や題材の選択にいつそう枠がはめられるのではないか。

弱さや醜さも語りたい

たとえば、現在使われている中学校用『私たちの道徳』の二二〇頁にはこんな一文がある。

《欠点や弱点のない人間はいない。誰の心の中にも弱さや醜さがある》

どんな人間も、たとえば殿上人から地下人^{ちげんじん}まで、すべての人が欠点や醜さを持っている、というのが文部科学省の公式文書としては画期的な宣言かもしれない。実は二〇〇二年度からの『心のノート』にも同様の文章があり、私がかねて注目してきた。この自覚があつてこそ、真の人間探求、宗教や思想が始まるからだ。

しかし、せつかくの人間理解もさほど深まってははいかない。すぐ続いて《同時に、人間はその弱さや醜さを克服したいと、願う心をもっている》とあり、この章のテ

ーマ《人間の強さや気高さを信じ生きる》へ、明るく、あっさり、元気よく進んでいく。

鈴木大拙は『日本の靈性』（岩波文庫など）で、万葉集を例に「古代の日本人はきわめて素朴な自然児であった」と論じた。野山を愛し、別れを悲しみ、恋をし、神々を畏れる、その子供っぽさからかっている。そして日本人の内面が本当に進んだのは鎌倉期に入ってからであり、そこで初めて本当の靈性や内省、そして超越への関心が深まった、と書いていた。

そもそも華嚴経には《我昔所造諸悪業、皆由無始貪瞋癡、從身口意之所生、一切我今皆懺悔》という懺悔文がある。仮に、縁があつて懺悔や罪といった宗教の根幹に触れた教師がいたとして、前述の《欠点や弱点のない人間はいない》の箇所をもっと深く教えられるとしたら、それは素晴らしいことだ。検定教科書などの水準を超えて大いに語ってもらいたい。道徳教育の「強化」がそうした創意を阻まないようにも願いたい。

教える側への懸念

今日の日本では、女子高校生が「人を殺してみたかった」などと同級生を殺す事件も起きています。欲望をあまりにあり、豊かさを追い求めてきた社会全体の責任だろう。小学生には難しくとも、中学生にはただ生命の大切さを説くだけでなく、自らの死、他人との別れ、絶望などについて、もう少し考えさせておきたい。

といっても、そこまで深めることはなかなか難しい。一つの理由は、道徳の授業は特別な能力を持つ教師が担当するのでなく、クラス担任がそれぞれの教室で話すことになっているからだ。どの公立学校でも、宗教書や聖書や仏典



(写真提供：菅原伸郎)

を開いたことのある先生はごく少数だろう。公衆道徳のような分野はともかく、内面について語ることはあまり期待できない。

今後、教員研修の機会をふやすとか、大学の教職課程を強化するとか、それなりの対策はとられるはずだ。しかし、まだまだ人生経験の浅い先生たちにそれが可能だろうか。むしろ、ベテランの専門教師に任せる、あるいは退職したOBを再雇用する、といった道が検討されてよい。道徳科だけでなく、国語科や芸術科でも人生をいっそう深く考えさせる授業を模索してはどうだろうか。

私が訪ねたドイツの公立学校では、秋の一日、修道院に出掛けて十六歳くらいの生徒たちに黙想をさせていた。神奈川県にあるカトリック系の栄光学院でも、中学から高校までの六年間、毎授業の始まりと終わりに三分間の黙想をさせている。いずれも、積極的に孤独と向き合わせることで、内面の成長を促したいのだ。公立学校では難しいかもしれないが、何か学ぶことがあるのではないか。

ちなみに、今回の道徳教育の教科化は、宗教系私立学校の「宗教科」と直接は結びつかない。文部科学省の本音としては愛国心などを教えてもらいたいだろうが、各宗教各宗派のさまざまな教義にどう口を挟むべきか、とても手が出せないということらしい。

人格の完成を目指して

公立学校でも宗教をもっと教えてほしい、という声をよく聞く。しかし、日本は欧米やイスラム諸国のように特定の宗教が圧倒的に強い社会ではない。仏教であれ、神道であれ、特定の教義や儀礼をそのまま学校内に持ち込むことは反発を招くだろう。

しかし、偉大な先人の「思想」を背景に人生を語ることはできるはずだ。たとえば、教育基本法は一九四七年に制定された旧法の時代から、教育の目的に「人格の完成」を掲げてきた。では、この「人格の完成」とは何なのか。人によって立場によって答えはさまざまだろうが、仏教者なら「正覚」、つまり迷いや執着を去って物事をあ

りのままに見ることと考える。これならば科学教育と矛盾もしないし、狂信や偏狭さを否定する力にもなるだろう。

僧侶や信徒が教えを公立学校に持ち込むことはできない。そうではあるが、それぞれの地域で、それぞれの寺院で、まずは若い教師や親たちと人生を語り合うことは可能ではないか……。ここまで書いて、私は以前に訪れた沖縄県石垣市にある浄土真宗本願寺派の誓願寺を思い出した。仏教不毛の地と言われる琉球列島で、日本最西南の寺院を守ってひたすら朝夕の鐘を突く住職・谷口隆信さんの姿である(写真)。

●プロフィール

菅原伸郎(すがわらののぶお)

一九四一年生まれ。早稲田大学政治学科卒。朝日新聞社で論説委員、大阪本社学芸部長、東京本社「こころ」編集長などを務め、二〇〇三年に退社。東京医療保健大学教授を経て、現在は立正大学講師として「宗教教育論」を担当。著書に『宗教をどう教えるか』『宗教の教科書 十二週』、編著に『戦争と追悼——靖国問題への提言』。

道徳教育としての

宗教教育

芝学園 講師

高瀬

(たかせ)

顕功

(けんこう)



芝中学校と道徳教育

東京都港区にある芝中学校は、明治二〇年（一八八七）、「浄土宗学東京支校」の名で宗門徒弟の教育のために開設された。しかし、明治三九年（一九〇六）には、名前を芝中学校と改め、宗門外一般子弟へ中等教育の門戸を開いた。校訓である「**遵法自治**」は、釈尊の遺した「**自燈明、法燈明**」を源にし、**第二代校長・渡邊海旭**が説いた教えだ。このような設立の経緯をもつ学校であるが、現在では寺院の子弟は少なく、ほとんどの生徒は一般家庭で育った子どもである。

芝中学校の道徳科の中身は、担当講師に一任されているとはい

え、基本的には建学の精神にもとづいた「**仏教**」を基盤とするもの

である。いわば宗教教育が行われているといってもよいだろう。

一般的に宗教教育は、①宗派教育、②宗教的情操教育、③宗教知識教育の三つに分類される。

①宗派教育は、特定の宗教の教えにもとづいた教育で、信仰を継承する教育といえる。

②宗教的情操教育とは、人間の力を超えたものや生命への「畏敬の念」を育むことを目的とする。

広く「**宗教心**」ともいわれる感情の涵養を図るものである。

③宗教知識教育は、「〇〇教は、誰がいつ始めた」という記述に代表されるような宗教に関する知識を客観的に伝える教育である。

戦後、公立学校では、①宗派教育は禁止され、③宗教知識教育が

おもに行われてきた。また、②宗教的情操教育の実施は禁止されていないものの、特定の信仰と結びつきやすい規範的な価値を扱うことは議論の対象であった。

しかし、芝中学校は私立学校であるため、どの内容でも構わないということになる。

実際、学校行事として増上寺へ参拝に行ったり、浄土宗の開祖・法然上人の命日には講堂で法要が行われたりと、宗派教育としての宗教行事がすでに行われている。そこで私は、教室では宗派教育よりも宗教的情操教育や宗教知識教育にウェイトを置くことにしている。

宗教心を育む

宗教心はどのように涵養されるのか。現代の子どもたちは、神や仏を信じたり、自然に対して畏敬の念を抱いたりすることはないのであるか。

そのような疑問から、中学一年生を対象にアンケートを実施したところ、興味深い結果があらわになった。

およそ六割の子どもは神や仏な

どの人間を超えた存在を肯定的にとらえていた。また、自然に対しては、七割もの子どもたちが不思議な力を感じたり、すごいと感じたりすることがあると答えた。さらに、先祖の霊の存在や死後の世界の存在についても六割を超える生徒が肯定的にとらえている。

このような結果からすると、「**宗教心**」は少年期にはすでに芽生えているといえるかもしれない。

一方で、家に仏壇も神棚もないという生徒は七割近くにもなる。いいかえれば、普段の生活のなかで子どもたちが手を合わせることはもちろん、大人が手を合わせる姿を見ることがささ難しい環境にあるといえる。

学校で生徒が宗教にかかわる時間は限られている。むしろ、いかに家庭のなかで宗教的経験を得るかが大切であろう。

さいわい日本仏教には、お盆やお彼岸など、仏への祈りや連綿と続くいのちへの想いをはせる行事がある。これら仏教行事がどのような意味をもつものかを伝えることは、宗教体験の理解につながるし、

そうした理解はさらなる体験を求めるときかけとなるかもしれない。

宗教を学ぶこと

現在、道徳の授業は「教科」でないため、評価を行わない。したがって、成績がつかない科目を受けるといふことに意味を見出せず、「休憩時間」となっている生徒も少なからずいる。

私の失敗談からいえば、教科書の記述をただ一方的に伝えるような授業は概して受けが悪い。生徒たちは試験にも出ない事象を覚える必要性をさほど感じていないからだ。

しかし、身近な体験や習慣にふれて、それを説明するかたちで知識を提供するときはそうではない。具体的な事例を出すことで、体験と知識はしっかりと結び付けられる。また、ニュースで取り上げられる時事問題も、生徒の興味を喚起する。

二〇一五年一月、風刺週刊誌を発行するパリのシャルリー・エブド社が、イスラム過激派によって襲撃された。また、時を同じくし

て、二名の日本人がイスラム国を名乗るイスラム過激派組織に拘束され殺害された。

これらの事件の報道は、ややもすると「イスラム教は危険」というラベリングに陥る危険性をもつ。しかし、実際多くのイスラム教徒は平和的に暮らしている。偏見を植え付けることは、他宗教に対する不寛容をいたずらに生じさせる。

事件の報道にあわせて、イスラム教に対する基礎知識や彼らの生活規範となる宗教がどれだけ重要かを伝えることで、生徒たちは世俗的価値とは異なる宗教的価値により重きを置く人たちの存在を知ることになる。

もちろん、自己の正当性を主張するために、人を傷つけたり、命を奪ったりすることは許されることではない。しかし、自分の価値観を絶対化し、他者を誹謗中傷することがいかに危ういことを知るきっかけにもなる。

時として価値は対立することを教え、どのように対立を超越できるかを問う。これはたんなる遠い

異国の話で終わらない。

卑近な例としてクラス内の話に置き換えると生徒の理解がいつそ進む。たとえば、同じクラスメイトでも自分と話が合う人合わない人がいる。価値を異にする「他者」と出会ったとき、排除するのか、包摂するのか。誰もが過ごしやすい環境とはどういうものかを問いかけることで、生徒たちは身近な問題として「価値の対立と超克」を学ぶことができるだろう。

多様化する価値観の時代に

グローバル化が進む現代社会で、自国以外の人々と接する機会には以前とは比較にならないくらいに増えた。生徒のなかには、将来海外で暮らす者も少なくないだろう。

宗教を理解することは他者を理解することであり、それはひるがえって自己のアイデンティティの再発見にも通じる。

私は、道徳の授業が、他者への寛容と自己理解の促進のためにあってほしいと思うし、また、何が大切なのかを自分自身で考える批

判的精神を養う場であってほしいとも願う。

道徳の教科化に際して求められるのは、こういった「考える力」をどう評価の俎上にのせるかといった点である。

考えるというプロセスそのものが、他者への寛容や自己理解を育むものだとするならば、プロセスを大事にする評価方法でなければならぬ。したがって、他の教科とは異なる尺度をどう用意するかということを十分吟味しなければならぬだろう。

もちろん、教壇に立つ者には十分な宗教リテラシーと現代社会への深い洞察が求められることはいうまでもない。

プロフィール

高瀬 顕功 (たかせ・けんこう)

一九八二年生まれ。静岡県出身。立命館大学文学部卒、大正大学大学院文学研究科博士課程単位取得満期退学。博士(文学)。専門は宗教学、宗教学会。ペンシルベニア大学客員研究員などを経て、現在は芝中学校道徳科非常勤講師、大正大学BSR(仏教者の社会的責任)推進室研究員。浄土宗僧侶。

全日本仏教会特別企画
 ～悠久の時にふれる～
古都・奈良を巡る旅

本会特別企画「古都・奈良を巡る旅」が四月十四日～十五日に開催されました。本ツアーは本会の活動に対し、温かいご支援をいただいている賛助会員の皆さまを対象に、伝統仏教の魅力を再確認いただくことを主旨として、企画されたものです。

【ツアー概要】
特別拝観場所 長谷寺、東大寺、薬師寺、唐招提寺
参加人数 二十二名（その他本会事務局員二名）

四月十四日（第一日目）
 JR奈良駅に集合。専用バスにて総本山長谷寺に登嶺。仁王門からつづく「登り廊」を三九九段の石段を踏みしめながら国宝「観音堂」へと向かい参拝しました。十メートルを超す本尊十一面観音の御足元までご案内いただき、参加者は「長谷の観音振袖着せて 奈良の大仏嬢に取る」と古に歌われたその巨大なお姿に、驚きと共に大きな感動を受けた様子でした。

その後、山内をご案内いただきながら本坊へ移動。大書院にて湯茶のご接待を受け、加藤精一本会会長から、古代から神仏が共に住むという初瀬に因むご法話をいただきました。

四月十五日（第二日目）

タクシーに分乗して東大寺へ移動。国宝大仏殿を参拝、大仏さまのお膝元まで上らせていただき、平岡昇修執事長のご説明をいただきました。巨大な大仏殿と、金仏としては日本一とされたその大きなお姿に、参加者は新たな驚きをもって参拝されました。

東大寺をあとに薬師寺へ移動。境内のレストランにて昼食をいただき、金堂や玄奘三蔵院等の諸堂伽藍を特別拝観しました。また、本坊で薬師寺の村上太胤副任職のご法話を伺いながら、抹茶のご接待をいただきました。

つづいて、唐招提寺を訪問し、国宝の金堂や講堂を拝観。また、鑑真和上招来の仏舎利を祀る礼堂にて、石田智圓本会副会長（唐招提寺管長）のご法話をいただきました。石田副会長の暖かな人柄にふれ参加者は大変に満足そうでした。

ご参加の皆さまからは「古都奈良の魅力を十二分に堪能しました」との感想をいただきました。



加藤精一会長と記念撮影

賛助会員新会員

株式会社 北隆館（出版）

ご入会いただきありがとうございます。

事務局録事

4月(1日～15日)

- 1日 ▶ 局内会議 事務局
- 2日 ▶ 東武トップツアーズ(株)知見氏来局 事務局
- 6日 ▶ (株)阪急阪神ビジネストラベル下里氏来局 事務局
- 7日 ▶ ヤフー(株)訪問 東京・Yahoo本社
- ▶ 厚生労働省人道調査室村上氏他来局 事務局
- 8日 ▶ InterFaith日本実行委員会監査会開催 事務局
- 9日 ▶ 日本仏教鑽仰会中山静庵理事長葬儀参列 東京・法善寺
- ▶ 無料法律相談開催 事務局
- 10日 ▶ 文化庁宗務課大金氏他来局 事務局
- ▶ (株)北隆館長谷川氏他来局 事務局
- ▶ 無料税務相談室開催 事務局
- 13日 ▶ (株)阪急阪神ビジネストラベル訪問 東京・阪神阪急ビジネストラベル本社

4月(16日～30日)

- 16日 ▶ DMG森精機(株)訪問 愛知・DMG森精機本社
- ▶ (公財)ボーイスカウト日本連盟佐野氏他来局 事務局
- ▶ (株)ディー・エイ・ティ・コーポレーション永原氏他来局 事務局

- 17日 ▶ 「同宗連」総会出席 滋賀・天台宗務庁
- ▶ 全葬連主催葬儀事前相談員資格講習会打ち合わせ 東京・全日本葬祭業協同組合連合会
- ▶ キヤノンマーケティングジャパン(株)深谷氏他来局 事務局
- ▶ 韓日国交正常化50周年記念「仏教交流展」開催委員会事務局局長廣瀬氏他来局 事務局
- 20日 ▶ 曹洞宗大本山總持寺訪問 神奈川・總持寺
- 21日 ▶ 第31期第1回国際交流審議会開催 事務局
- 22日 ▶ 「国土強靱化～日本を強くしなやかに～(2015年版)」出版記念会参加 東京・自由民主党本部
- ▶ 融通念佛宗訪問 大阪・融通念佛宗務所
- 23日 ▶ 第3回InterFaith日本実行委員会開催 京都・普門館
- ▶ 京都マラソン事務局訪問 京都・京都マラソン事務局
- ▶ 阪急阪神ビジネストラベル(株)下里氏来局 事務局
- ▶ 無料法律相談開催 事務局
- 24日 ▶ 局内会議 事務局
- 27日 ▶ 日本年金機構入沢氏他来局 事務局
- 28日 ▶ 広報委員会及び研修会会場下見 東京・ベルサール八重洲
- 30日 ▶ 出向宗派事務連絡会開催 事務局

7月は休刊します。



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑩

宗教法人の事業について 1

おさらいになりますが、宗教法人法の目的は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることです（宗教法人法第1条）。また、宗教団体の主たる目的は宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することです（宗教法人法第2条）。

宗教法人法の目的

- ① 礼拝の施設その他の財産を所有
- ② 上記の維持運用
- ③ 目的達成のための業務と事業を運営

宗教法人の業務とは 宗教活動やこれに伴う財産の維持管理運営などです。
宗教法人の事業とは 公益事業や公益事業以外の事業をいいます。

宗教法人の活動には、宗教活動、公益事業及び公益事業以外の事業があり、公益事業以外の事業の中に法人税法上の収益事業が含まれています。

公益事業

【公益事業とは】

不特定多数の人の利益をはかり、かつ営利を目的としない事業です。例として、教育・学術・技芸・医療・社会福祉に関する事業等のことで、具体的には幼稚園・保育園の経営、宗旨宗派を問わない霊園経営などが該当します。

- 不特定多数の人の利益にならなければなりませんから、たとえば檀信徒や信者だけを対象にするものは公益事業とはいいません。
- 営利を目的としないということは、余剰金を関係者で分配しないということで、とくに宗教法人は本来的に営利を目的としませんから、たとえ収益事業を行っても利益を分配することはありません。

【立法趣旨】

宗教法人は、単に①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するだけでなく、②宗教活動と位置付けて公益事業を行っています。例えば青少年教化や社会的弱者の救済などは、宗教者としても本来的活動の一部です。宗教法人法は宗教団体の主たる目的を①のように狭く限定してしまったため、②の活動が宗教団体の本来的活動であるにも関わらず、行うことができないとされるおそれがあったため、改めて宗教法人法第6条に公益事業を規定したものとされています。

【規則への記載と登記】

宗教法人が公益事業等を行う場合には、公益事業の種類や、その管理運営方法などを規則に記載する必要があります（宗教法人法第12条1項7号）。これらは登記事項ですから、規則の認証をうけたあとに登記をする必要があります（宗教法人法第52条2項、同第55条）。

次号では、公益事業以外の事業について述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修

本会「救援基金」へご寄付のお願い

ネパール中部において4月25日に発生した強い地震により、家屋や文化遺産の倒壊、エベレスト山地域の雪崩災害など甚大な被害が発生しました。釈尊生誕の地であるルンビニーのあるネパールと日本の友好関係のもと、このたびの大災害によって尊い生命を奪われた方々に衷心より哀悼の意を表し、災害により困難な生活を強いられているすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

本会では、国内外における甚大な自然災害救援や人道的支援等に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。今後も状況を見据えた上で、救援活動を支援してまいります。つきましては、皆さまからの温かいご浄財を下記口座までお寄せ下さればありがたく存じます。



倉澤豊明本会事務総長よりマダングマールバッタライ
ネパール大使へ義援金100万円を手交

【郵便振替口座】	□座番号	00110-9-704834
	□座名義人	全日本仏教会救援基金

- 「救援基金」への寄付は東京都の条例指定対象寄付金です。寄付を行った個人・法人の方は、所轄の税務署へ本会発行の領収証を添付し申告することにより、所得税の寄付金控除の適用が受けられます。
- お問い合わせ先 全日本仏教会 財務部 TEL 03-3437-9275



鑑真和上請来の仏舎利を祀る礼堂（唐招提寺）



国宝大仏殿（東大寺）

古都 奈良を巡る旅 写真集



白鳳伽藍の金堂（薬師寺）



のほろろ
399段の石段がつづく登廊（長谷寺）

2015年6月1日発行
6月号 第610号

ZENBUSSU
金仏

発行人 倉澤 豊明
 発行所 公益財団法人 全日本仏教会
 〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階 TEL 03(3437)9275 FAX 03(3437)3260
 印刷所 テイクエイ ハンデル アート
<http://www.jbf.ne.jp/>